



広報

PUBLIC RELATIONS

No.294

2011.10.1 発行



兵庫県宅地建物取引業協会



全国宅地建物取引業保証協会兵庫本部

会員活動

Pick up

ピ ッ ク ア ッ プ

(社) 兵庫県宅地建物 取引業協会西部地区協議会 第一回ゴルフコンペ報告

7月13日、三木市のマスターズゴルフクラブにて、西部地区協議会第1回ゴルフコンペが開かれました。

連日の猛暑の中、一人の欠席者もなく、各地より選ばれた精鋭9名の参加でした。

この競技には会の運営を助ける為、特別なルールが有り、3パット、バンカー 1回、OBには1回毎に200円の罰金が課せられており、皆罰金を逃れる為、暑い中、熱い闘いが繰り返されました。

プレー終了後、クラブハウスにて、山端西部地区協議会会長の黄綬褒章受章の祝いも兼ね、楽しいひと時を過ごしました。

ゴルフコースには幻の鳥が棲むと言われています。バーディ(小鳥)、イーグル(鷹)、アルバトロス(アホウ鳥)。ボールに命を与え、空高く舞い上がらせ、鳥になりきったものだけが勝者となる。

ちなみに優勝者は山端和幸会長、準優勝者は井上弘副会長でした。接待ゴルフはつらい?・・・。(笑)

(株) クレス

代表取締役 國下 喜久男

知事 (05) 650054

豊岡市九日市上町28-5



平成23年春の叙勲・褒章伝達式

平成23年春の叙勲伝達式が、去る7月1日、ザ・プリンスパークタワー東京において行われ、当協会からは、森岡賢司副会長（芦屋・西宮支部）が、「旭日双光章」受章の栄に浴されました。

また、平成23年春の褒章伝達式が、去る6月29日、国土交通省において行われ、当協会からは、山端和幸副会長（明石支部）が、「黄綬褒章」受章の栄に浴されました。

お二人は、多年にわたり宅地建物取引業に精励されるとともに協会役員として業界ならびに地域社会の発展に貢献された功績が認められたもので心からお祝い申し上げます。

Profile



森岡 賢司 副会長

昭和16年1月13日生まれ 70歳

昭和61年5月兵庫宅建理事に就任。以来、流通対策委員、財政委員長、専務理事を歴任。平成22年5月から現職。

平成5年7月 兵庫県自治賞受賞

平成18年5月 兵庫県功労者表彰受賞

モリオカ商事 代表者

Profile



山端 和幸 副会長

昭和21年6月12日生まれ 65歳

平成3年5月兵庫宅建理事に就任。以来、広報委員長、事業対策委員長等を歴任。平成22年5月から現職。

平成11年12月 兵庫県自治賞受賞

平成20年5月 兵庫県功労者表彰受賞

平成21年7月 国土交通大臣表彰受賞

大和住研 代表者

平成23年度の国土交通大臣表彰

平成23年度の国土交通大臣表彰伝達式が、去る7月11日、国土交通省にて行われました。当協会からは、石山茂財政委員長（尼崎支部）が受賞されました。多年にわたり協会役員として業界ならびに地域社会の発展に貢献された功績が認められたもので心からお祝い申し上げます。

Profile



石山 茂 財政委員長

昭和29年2月16日生まれ 57歳

平成12年5月兵庫宅建理事に就任。広報委員、研修委員、法税務委員長を歴任。平成22年5月から現職。

平成22年5月 兵庫県自治賞受賞

(株)セノオ商会 代表取締役

東日本大震災 救援ボランティア活動

協会では、東日本大震災の直後から募金活動を実施し、災害復興への支援を行ってきました。8月1日現在の募金額は、2,000万円にのぼり、義援金や支援金として活用されています。しかし、5月のゴールデンウィーク期間中にはあれほどいたボランティアが6月以降は激減しているという状況を深刻に受け止め、協会が主体となったボランティア隊を組織して支援活動を行うこととなりました。

ボランティアへの参加者はFAX通信にて募集しましたところ予定人数を超える応募をいただきました。厳正な抽選の結果、参加人員は、事務局を含む男子24名、女子4名、総勢28名が決定しました。

協会では、初めて行うボランティア活動を円滑に進めるため、ひょうごボランタリープラザ様から情報提供を受け、また、協働という位置づけでの活動を行って頂くことができました。ボランティア隊が着用した帽子とジャンパーは、ひょうごボランタリープラザ様からの提供品です。その他、プレス発表などの側面的な支援をいただきました。

ボランティア本隊は、7月5日(火)～8日(金)の4日間を活動期間としました。片道約900キロ、時間にして約13時間という移動時間を含んでいるため、実質的な活動は、2日間でした。

以下は活動記録です。

(7月5日(火))

午前7時協会を出発。

名神高速～北陸道～磐越道～東北道と乗り継ぎ、午後8時頃松島市内にあるホテル大観荘に到着。兵庫県災害対策課に申請していた「災害派遣等従事車両証明書」により片道5万円弱の高速代金が無料となる。

ボランティア活動初心者向けに作られた関西学院大学総合政策学部制作の災害ボランティア向けビデオを車中で見て事前学習を行った。

到着日は、夜間ミーティングを行い、参加にかける意気込みや活動に対する期待や不安など情報交換を行った。

(7月6日(水))

午前6時30分、石巻専修大学に設けられたボランティアセンターに向けて出発。ボランティアセンターまでは約1時間。高速道路、一般道ともに至る所で渋滞していた。

ボランティアセンターにて本日の作業場所を指示される。本日の作業場所は、石巻市北上町橋浦地区の個人住宅内物置清掃と道路側溝の泥だしと決定。

個人宅を作業する班と道路側溝の班に分かれて作業を開始。個人宅は沿岸部から相当な距離



があるにも関わらず壁には1メートル以上の高さまで津波の跡が残されていた。作業は、高圧洗浄機やその他の清掃道具により行われた。特に高圧洗浄機は、泥で汚れた床材などの清掃に威力を発揮した。

道路側溝の泥だしは、コンクリート製のふたを取り外しながらの作業となり、炎天下の中厳しい作業となった。泥だしの距離は、約90メートルにも達した。



また、今回のボランティア活動には、支部、企業様から物資の提供があった。芦屋・西宮支部からは三色ボールペン500本、(株)池内工務店と内外ゴム(株)両社様からは、「ゆうボール」120個。そして協会からは流通対策委員会で作成した花の種900袋を持参した。物資については、地元の小中学校に寄付する為、石巻市教育委員会を通じて作業場所近くの市立橋浦小学校をご紹介いただいた。橋浦小学校では突然の訪問にもかかわらず小山校長にご対応いただき手渡しができた。



作業終了後、被災地域の実態を見る為、バスに乗車して石巻漁港に向かった。石巻漁港は津波により壊滅的な打撃を受けており、現時点でも手つかずのまま放置された建物が無数にあり、被害の甚大さとともに復興の遅さが際立っていた。

その後、門脇町方面にも向かったが、ほぼ町一つ分が完全に消滅している状態であった。津波が引くときに何もかもが持ち去られたようで辺り一面には何も残されておらず、かろうじて残された建物も1階部分は完全に破壊されていた。



〔7月7日(木)〕

6時30分、石巻専修大学へ向けて出発。作業場所は、石巻市大街道南地域と決定した。こちらでは、連棟式建物の床下泥だしと個人宅の壁、天井のボード外し、断熱材の除去、そして個人宅の床下泥だしという作業を三班に別れて行った。連棟式住宅の泥だしでは、泥の混入物が腐敗しており悪臭に悩まされた。

周囲の道路は側溝が泥で埋め尽くされ、泥には大量のハエが発生している。近づくともハエがあたり一面を飛び回るといった過酷な作業環境であった。

個人宅の壁材などの除去は、バールなどを使い、全て手作業で行われた。天井材の除去は、足場の悪いなか、脚立に上った作業であり危険を伴った。

個人宅の床下泥だしは、泥が乾燥していて比較的容易と思われたが、その分ほこりが凄まじく、マスク、ゴーグルなしでは作業ができない状態であった。

作業終了後、石巻駅周辺で土産物の購入と休憩を行い、岳温泉へ向けて出発した。岳温泉では、入浴と夕食を済ませ、午後9時過ぎに岳温泉を出発し、神戸へ向けて出発した。



〔7月8日(金)〕

バス内にて車中泊を行い、午前7時に協会本部に到着。到着後、簡単な作業報告を行ったのち解散した。

〔メディアによる広報活動〕

今回の活動については、サンテレビのニュース番組「ニュースシグナル」やラジオ関西「時間です!林編集長」などの番組で取り上げられた他、住宅新報7月19日号5面にボランティア記事が掲載された。



《会員寄稿》

**(社) 兵庫宅建協会主催
東日本大震災救援
ボランティア活動報告**

ボランティア隊隊長(本部常任理事) 柴田 勝文

1995年の阪神淡路大震災では、47都道府県の宅建業者から多額の義援金を戴きました。東日本大震災では、兵庫宅建協会として宅建業者並びに各県等に支援金および義援金をさせていただきました。

兵庫宅建協会としては、初めてのボランティア活動を、ひょうごボランタリープラザと協働(複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動する事)で実施しました。当協会は男24名 女4名の人的な活動を、ひょうごボランタリープラザからは帽子とウインドブレーカーの提供という形で参加いたしました。

7月5日午前7時に、正副会長、専務、本部事務局一同お見送りの中、宮城県石巻市に向け13時間の道のりをかけて出発し宿に到着いたしました。

7月6日(晴)6時30分に宿を出発し、石巻専修大学のボランティアセンターに行き本日の作業先を聞く(前日に作業内容・作業先が決まる)。作業先は、宮城県石巻市北上町橋浦の80歳位の夫婦の個人住宅で物置小屋の傾き調整と高圧洗浄機での清掃・ドロだし・通路の平盤化・植木の剪定と、公道のドロ上げを2班で行いました。ドロ上げの長さは約90メートル。作業休憩の時ご夫婦からバナナとお茶の差入れを戴きお話を伺っていましたら、この場所まで津波が来るとは思ってもしなかったと言っていました。

昼食後、私と池内さんと、本部広報担当南坂さんとで石巻市立橋浦小学校に訪問し、ハトマークの種900袋、芦屋・西宮支部より三色ボールペン500本、(株)池内工務店・内外ゴム(株)より「ゆうボール」120個を小山敦夫校長に支援物資としてお届けし大変喜ばれました。残り25名は午前中と同じ作業をし、植木の剪定を強めに依頼を受けました。追加で公道のドロ上げ作業を終えました。

作業終了後、堤会長、山端副会長、宮城宅建協会の日下副会長が激励に来られ、宮城宅建協会の日下副会長が支援金と、石巻市のボランティア活動のお礼を述べられ、今回は支援して頂いていますが、日本全国何処でなにかがあるのか分からないので、その時は「支援、応援に行きます」と挨拶がありました。

7月7日(曇)前日と同時刻に出発し、作業場所一帯が一番酷く1階天井の胴まで海が浸かった場所で臭いもきつい所です。石巻市大街道南4丁目10 ヴィラ参番館(賃貸ハイツ)のドロだしを3班18人で、残りは近くの大街道南4丁目11 個人住宅の1階の石膏ボード外し・断熱材外し・基礎床面の掃除を1班10人で作業を行いました。ドロだし現場はツーバイフォーで根太高さが120ミリ・ビッチが300ミリあり、平スコップでスクイ取れるが一輪車に入れる際に、根太とスコップの幅がギリギリで非常に作業がし辛く、止む無く水を溜めながらの作業となりゴーグルとゴム手袋が必需品でした。

基礎立ち上がりの水抜きコアまで4人がかりでチリトリ、スコップで掃き流すけれど、ドロ自体が片栗粉の様にキメが細かく時間がたてば沈殿してしまい、その繰り返しで昼食の時間となってしま

いました。

昼食中、個人住宅の作業の進捗状況を聞けば、時間内では完了しないだろうとの予測で、どの現場も途中で終わってしまうのだったら、個人住宅を時間内に仕上げる方が良いという結果になり、ドロだしから5名を個人住宅に応援する事とし昼食も20分で済ませ、なんとか個人住宅は作業が完了しました。後で仲間からの聞き伝えによると、この個人住宅の主は退職金で新築し、7ヵ月後に震災と津波にあい「高い生命保険についた」と言われていたようでした。色んな意味にとれる深い言葉であってご本人にお聞きしたかった事が悔やまれます。作業については前日と同様ボランティア側も達成感もあり、喜んで頂けたと思います。

一方、ドロだし現場は、高圧洗浄機で根太、基礎部分を洗浄し中途終了しました。

作業終了後、ドロドロの姿のままバスに乗れないので男は散水の水で体を洗い着替えをし、3時間かけて福島原発の西、直線で63km、風呂と夕食場所の岳温泉に着き、21時15分に出発し翌朝7時に兵庫宅建協会に全員無事に帰着。見送りと同じく朝早くから全員のお迎えをして頂きました。

活動後2日目にこの原稿を書いています。熱心に丁寧に作業をされる方、黙々と作業される方、被災者の方と優しく話し接する方々の事が思い出され心地良い疲労感と、満足感にあふれています。この参加を許された社員の方々、久保明石支部支部長の御配慮のある数々の道具類の提供、兵庫宅建協会事務職員有志の参加、県及び全ての手配をしてくれた事務職の方々、総数27名の方々に感謝申し上げます。

このボランティア活動を実現できました事に、会員の皆様にお礼を申し上げます。

〈会員寄稿〉

第1回 兵庫宅建 東日本大震災救援 ボランティアに参加して。



有限会社 本田商会 代表取締役 本田 寿久

7月5日 朝7時 兵庫県不動産会館前を堤会長以下役員、事務局の見送りを受けて28名、元気に出発、一路石巻へ。車中は期待とヤル気で充滿!

松島市内の大観ホテルで一泊、体を休め翌日に備える。堤会長、宮城宅建副会長も一時合流、翌日は福島宅建訪問との事。

翌朝、食事を済ませ石巻市内へ石巻専修大学のボランティアセンターで登録と派遣先及び作業内容を指示される。大学のテント村は5月から見ると約3分の1ぐらいか。

北上町地区での作業は津波により傾いた倉庫内の瓦礫撤去と傾きの修正及び剪定などと側溝のヘドロの撤去。ヘルメット、マスク、カッパを付けての作業、夏の日照りも加わってすぐに体が悲鳴を上げる。5分程度の作業で息が切れ、頭がふらつく。

しかし、皆元気、黙々と作業を続ける、被災者への挨拶、礼儀もわきまえ、初めてとは思えな

い。女性軍も積極的に参加、熱心さに頭が下がる思い。

昼食はそまつなもの、しかしうまい!

作業終了後、全員バスで被害のひどかった門脇町・南浜町へ、被害の大きさに全員息をのむ、言葉がでない。悪臭とハエに閉口。佇んでいる一人のおばあさんに出会う。この地域で親族12名を失ったと聞く。数名はまだ遺体も発見されていない。「とにかく何かないかと思って、探して歩いてる…」との言葉にとっさに返事ができない。「おばあさん、また来るね」が精一杯、なさない。

二日目は門脇町近くの大街道町へ、ここもかなりひどい。悪臭とハエに悩まされる。二班に分かれ、私たちは2階建て民家の津波に濡れた1階のボードの撤去作業。

朝、曇っていた天気がいつのまにか快晴、暑い。しかし皆元気、勇んで家屋内へ、一気に作業に取り掛かる、誰が指示するわけでもなく自然と役割分担、効率よく作業が進む。

ご所有のご夫妻に感謝され疲れも吹き飛ば、貴重な経験をさせていただきこちらこそ感謝。

少し話しを伺う、口にされるのは政治への不信と怒り。あたりの現状を見ればそれも納得、4ヶ月も経過しているとは思えない。

そんな中、石巻ボランティアセンターの若い女性が、ハード面の援助だけでなく、ともすれば心折れそうな人達を熱心に支援し、支え、励ましているのを見る。すでに地域に溶け込んでいる。もはやボランティア無しで本当の復興はありえない。政治が彼らの足を引っ張る事がないように祈る。

夕方、名残惜しみつつも神戸へ出発。途中、福島県の岳温泉で疲れを癒す。天然掛け流しのなかなかの名湯。久しぶりの豪勢な食事に皆笑顔。やりとげた昂揚感で話が弾む。もはや感覚は同じ釜の飯を食った仲間。柴田隊長の機会があれば又来ますかの質問にほぼ全員が手を上げる。素晴らしい! ボランティア経験者の庄司さんの話に拍手喝采。

翌朝7時前に本部前到着、堤会長以下皆様が拍手で出迎えてくれる。やりとげた充実感が漂う。大きなトラブルも無く全員無事が何より。

運転手の皆様お疲れ様でした。安全運転ありがとうございました。

今回の石巻行きは兵庫宅建としては初めてにも拘わらず、準備のよさ、行き届いた段取りには、柴田隊長、事務局、現地との綿密な打ち合わせが伺える。また、作業に必要な道具を快くお持ちくださった久保さんにも本当に感謝です。また、疲れている時に時々聞こえる女性陣の笑い声は、夏の日照りの中の一筋の涼風のようなでした。

被災地全体から見れば、私たちの行った事は、本当に小さいものかも知れません。しかし、阪神大震災で受けたものをお返ししたい、共に生きていきましょう、忘れません、という皆の熱いメッセージは残せたのではないのでしょうか。私たちは生涯、石巻を忘れないと思います。兵庫宅建と東北の結びつきがより深まるよう祈ります。

ボランティア派遣を実現する為に尽力された堤会長以下役員の方々、現地の指揮にあたりなが

らも自ら真っ黒になって作業された柴田隊長、たくさんの道具を持参された久保さん、遠くから参加された青木さん谷口さん、石巻VCの皆様、作業させていただいた現地の皆様、バスの運転手さん、事務局の方々、参加されたすべての方々、関わっていただいた全ての方に感謝したいと思います。ありがとうございました。

参加者アンケート

今回のボランティア活動にご参加いただいた皆様からアンケート結果が寄せられています。一部を掲載させていただきます。

1. 参加した理由は？

- 被災地の方々がまだまだ大変な状況に置かれている中、何かお役に立つことができればと思っておりまして今回この企画を知り、迷わず参加しました。
- 直接、被災地貢献したかった為
- 阪神大震災の時、自分自身がボランティアに助けられた経験があったので。
- 友人がボランティアに参加した話を聞き、私も被災地の現状を見ておきたかった。
- 阪神淡路大震災の時に私も被災しましたが、テレビの映像で大変なことになっているのがわかり、すぐにボランティア登録をしました。しかし自分の家族、親族の為や会社の後片付け等に追われ、ボランティアに行けなかったことに悔いが残ってありました。今度の募集を見た時にこのチャンスに行かなければならないという思いで家族や仕事を説得して参加しました。
- 16年前の阪神淡路大震災を体験し、微力ながら復旧復興工事を経験した。また、2年前にも兵庫県佐用町の台風による豪雨水害時も業務として翌日から現地に入り郵便局への復旧復興工事に携わり、水害の過酷な被害状況を目にするなか、他府県市町村等から素早いボランティアの活躍に感動を覚えた。災害復興にはボランティアが果たす成果の大きさを知る者としては、マスコミ等、歴史的な災害報道に何度も涙し、心を動かされ、被災されている地域への皆様に微力ですが、何らかの役に立てる行動ができればいいのだと、日々悶々としながら現地で行動できる機会を強く待ち望んでいた。
- 16年前の神戸の震災の時、被災地のために十分なことができなかったという後悔の念をもって。今回すぐにでも支援に行きたかったが、神戸方面からは、素人の私が支援に行けるチャンスが少なく、今回の兵庫宅建のFAXが入った時「これだ!」と叫んでしまいました。
- 神戸の震災もボランティア経験もない私ですが、東日本大震災の全国的な影響を見るにつけ、特別な経験がある人だけでなく、一般の人も実際に手を動かして手助けすべきだという思いがありました。ただ、関西は被災地に遠く、ボランティアのバスツアーも少ないと感じていましたが、そこへ協会からのFAXが入って来て社長とその日のうちに参加を決めました。
- 多賀城市と福島県の友人が被災し、微力でも力になりたかった。私の働く豊岡市も平成16年に大きな水害に遭っており、多くの方が豊岡市に義援金や支援をしてくださったと思っています。機会があれば復興のお手伝いをしたかったので参加しました。
- 豊岡市は、数年前に台風23号で被災し、市内が水害に見舞われました。ひどく水没した地域には、全国からボランティアの皆様の応援により、早く復旧でき、心温まる支援を受けました。そのご恩をどこかで返そうと機会を伺っていたところ協会からの募集を知り即参加を決めました。
- 新聞やテレビのニュースを見るたびに何かしなければと思っていました。そんなとき、ボラン

ティア企画を目にして飛びつきました。北海道から沖縄まで同じ日本人ですから助け合うのが自然の感情です。

2. 今回のボランティア活動を通じて良かったこと、うれしかったことは？

- 活動場所の被災者の方に喜んでもらえたこと。
- 個人では準備等大変なところ、協会が立案、実行してくれた。
- メンバーが真剣に活動している姿を見て感激しました。また、大変仲が良くなりました。
- 復興までまだまだ先という現状を身をもって経験できたこと。被災された方からお礼の言葉をいただいたこと。
- 地震というよりも津波の恐ろしさを痛感した。自分の時は、毎日の生活に追われていて、水、食料、風呂、子ども、家の再建など、余裕がなかったが、客観的に見られて自分自身成長できたところもある。
- 参加者が同じ目的を持って参加し、気持ちを一つに泥やほこり、汗まみれになりながら作業を一所懸命に行っている姿を見て、また、被災者の方々にもみてもらうことが出来て良かったなと思った。ボランティアから帰って来てからの仕事の仲間、お客様、家族等から「ありがとう、ご苦労様、お疲れさま」と言われた時に「あー良いことをしてきたのだなあ」と思いました。
- 被災地の方々にとっては大した力になっていないかもしれませんが、自分としては、微力ながら一所懸命やってきました。よかったことは、自分の目でリアルな現場を見られたことです。
- ほんの僅かな支援ではあったけれども少しでも役に立てたのかもしれないという気持ちになれたこと。一緒に参加した仲間が素晴らしく、今後も良いお付き合いができそうなこと。
- 作業は暑さもあり、大変でしたが、本当に微々たる協力でも現地の方が笑顔で迎えて下さったこと。兵庫県・ボランティアと書かれたウインドブレーカーを着ているとすれ違うおばあさんまで「ご苦労様です」と声をかけてくださいました。これだけ大変な状況の中、笑顔で人間らしさを忘れない、黙々と仕事をする現地の方の姿は尊敬できるもので、私から何かしてあげたというより、学んだことの方が多かったです。
- 皆が一致団結し、以前から顔見知りのようになってボランティア活動を出来たことが一生の宝物になりました。
- あまり大きな活動は出来ませんでしたが、側溝の泥あげをし、流れなかった水が流れた時は達成感を感じました。2日目に作業させて頂いた民家のご家族から「ありがとう」と言ってもらった時は嬉しかったし、被害に遭われても前向きな様子だったのでホッとしました。
- 少しでも被災者の人達のために役に立てたことが良かったと思います。マスクにゴーグル、ヘルメット。長袖、防水長ズボンに鉄入りの長靴。安全だけこのフル装備は、私達を暑さで苦しめました。汗まみれの中でする作業は、自分との戦いでしたが、その分、作業が終わったあとの爽快感は格別でした。とてもいい経験ができたと感謝しています。

3. その他ご意見、ご感想

- 現地の災害ボランティアセンターとの間で1日目の活動内容が被災地で支援による人数と支援活動内容が少し物足りない作業と感じました。また、溝掃除などが完了したら清掃済みのマーカーなどの目印をすることで引き継ぎの方が分かりやすく今後活動ができると感じました。また、2日目と3日目の支援活動が反対であればもっと支援活動の時間が取れたと思います。
- 支援活動終了後(宿泊先では)、参加者全員で反省会や感想等のミーティングを発表する時間がもう少し欲しかったと思います。

- 本部広報の関係者へ、ボランティア記録写真ありがとうございました。
- 最後に本部より今回の震災支援活動を企画、運営していただきありがとうございました。
- 機会が与えられましたら参加したいと思います。
- 今回、訪問、活動出来たところがある程度落ち着いたところで、本当にお役に立てるところに行きたかった。時間も経過しているので仕方ないか。
- この度のボランティアでは久保様が職人さんのカンを働かせて石巻で作業するにはこのような道具が素人の人でも効率よく疲れにくく作業できるようにと段取り良く数多く準備してくださったおかげで作業の量もこなせ、参加者の方々も十分に満足 of 働きが出来て感謝していると思われます。
- 5月の大型連休に集中したボランティアは石巻専修大学ボランティアセンターでも激減していると感じました。被災地では、津波で浸水した家財道具の整理、床下や付近の側溝の泥だしなど、手を付けなければならない作業は山積しています。人手はいくらあっても足りない。ボランティアの出番はまだまだあると思うので機会があれば再チャレンジしたいと思う。今回の行動で得た貴重な経験や体験と東北地方の方々との絆を身近な人々にいかに伝え、広げられるのか責任も感じている今日この頃です。
- 飲料、食事、宿泊、お風呂、装備と協会様のお気遣いにより予想していたよりもずっと安心して参加できました。また、先日は会長様からの激励のお手紙もいただき、ありがとうございました。
- 私のできたことはほんの少しですが、現地の被害は甚大で、日本国中の方が少しずつでも何かできることをしなければという想いを新たにしました。最後に改めてこのような機会を与えて下さってありがとうございました。
- 現地に赴き状況を自分の目で見て臭いを嗅いで、肌で感じることによって被災者の気持ちが少し理解できた気がします。
- 今回のボランティアで何人かの参加者と交流を深めることが出来たこと、また、同じ志をもって作業できたことが良かったです。一度きりで終わるのではなく、継続して欲しいです。二度目があるなら迷わず参加したいです。普段の私の業務は主に接客ですが、相手の立場に立ってお客様に接する心を忘れず仕事をしていこうと思いました。
- 兵宅建ボランティアチームは、もちろん全員が志願者で、同じ目的を持つ者が被災地で一つになって仕事をしました。作業工程は現場で瞬時につくられ、それに応じた道具が直ちに用意され多くが従いました。その効率的な作業を見ていると、まさにプロ集団でした。作業の出来は、1日目も2日目も100点満点だったと思います。特に工務店もされている方達がいたことで完璧な仕事ことができました。今回、兵宅建の仕事を受け入れてくれた被災地の人達は、皆さん満足してくれたことと確信します。

東日本大震災救援ボランティアに参加された皆様(敬称略)

柴田 勝文(芦屋・西宮)、石本 博敏(芦屋・西宮)、朝日 裕二(芦屋・西宮)、
 西川 新一(芦屋・西宮)、森村 扇太(芦屋・西宮)、本田 寿久(芦屋・西宮)、
 山本 慎二(芦屋・西宮)、穂積 幸一(阪神北)、長谷川 芳克(神戸東)、
 雑古 克美(神戸東)、杉山 久(神戸東)、石黒 修次(神戸中央)、久保 満則(明石)、
 池内 章(明石)、中根 睦夫(明石)、棟元 敏樹(明石)、藤原 貴司(加古川)、
 庄司 真奈美(加古川)、荻田 さやか(加古川)、田中 勇一(加古川)、田中 聡子(加古川)、
 岩見 一郎(姫路)、松岡 俊彦(姫路)、谷口 文子(但馬)、青木 隆(但馬)

最近の判例から

(財)不動産適正取引推進機構発行 RETIO 2011.4.No.81より抜粋

土地の瑕疵責任—売買契約の目的物である土地において基準値を超える砒素等が存在することは、専ら自然的原因によるものであるとしても、瑕疵があるとされた事例

(仙台高裁 平22・1・22 判例集未登載) 福島 直樹

1 事案の概要

原告(X)はマンションの建築、分譲販売する会社であり、平成18年10月31日、Yから本件土地を9億2200万円で購入した。Xは、同年12月11日までに本件売買代金を被告に支払い、そのころYから本件土地の引き渡しを受けた。

その後、Xが土壌の調査を行った結果、本件土地には土壌汚染対策法等に定める基準を超える砒素等が検出された。そこで、Xは、Yに対し、本件マンションを建築するに当たって土壌汚染の処分等に過分の費用を要したとして、瑕疵担保責任に基づき当該費用相当額の損害として5740万円及び遅延損害金の支払いを求めた。

第一審(平成21年1月20日)において裁判所は、本件土地には瑕疵がないとしてXの請求を棄却したため、Xが控訴したところ、控訴審において、Xの請求を主文の範囲で認容し、5050万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払いが命じられた。なお、Yはこれを不服として上告したが、上告不受理となった。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示した。

(1)Yは、本件土地から検出された砒素等は専ら自然的原因によるものであって、法の適用はないからXが支出した余分な費用は不必要なものであったと主張する。しかし、本件マンションの基礎を設置するためには、土壌が汚染されていなくても本件土地を掘削する必要があるところ、その際には掘削した土壌を処分する必要がある。そして、本件マンションを建設するに際しては、掘削した土壌を搬出して処分するのが通常の工法であり、仮に埋め戻すとしても余分な費用がかかるばかりでなく、工事期間が余分にかかる。また、このような汚染土壌が一般の処分場では受け入れられないというのも理解できるものであり、汚染土壌について埋立て及び焼却等の処分方法をとったのは、業界の通常の方法によったものであることが推認される。

以上に照らせば、本件土地内の土壌から基準値を超える量の砒素等が存在することにより、本件土地の中高層建物を建築するに際して、余分な費用がかかるものと認められる。そして、この余分に要する費用額が本件土地の売買代金と比較しても決して少額ではなく、また、汚染がない場合の土壌処分費用と比較すると相当高額であること、本件土地において砒素等が分布する範囲が面積にして広範囲であるとともに、深度が浅く掘削すべき最大深度よりも相当浅い部分に存在していたことなどの事情に照らせば、本件土地が本件売買の目的物として通常有すべき品質、性能を備えていないというべきであり、本件土地の経済的効用及び交換価値を低下させるものと認められるのであり、本件売買代金との等価性が損なわれていると認めるのが相当である(なお、瑕疵の有無は売買契約の内容と等価性を損なわせる事情により個別相対的に定まるものである。)

従って、本件土地において基準値を超える量の砒素等が存在することは、当該砒素が専ら自然的原因によるも

From recent court case

マンション建築目的で買い受けた原告(X)が、被告(Y)に対し、本件土地には土壤汚染対策法等に定める基準を超える砒素が存在したため、本件マンションを建築するに当たって土壤汚染の処分等に過分の費用を要したとして、瑕疵担保責任により、損害賠償金等を求めた事案において、本件土地において基準値を超える砒素等が存在することは専ら自然的原因によるものであるとしても、瑕疵があるとされた事例

(仙台高裁 平成22年1月22日 出典未掲載)

のであるとしても、本件売買の目的物として瑕疵があるといえる。

(2)本件土地内部で汚染土壤を埋め戻す場合にかかる追加工事費用は4693万5000円であることが認められるが、本件マンションの建築に際しては掘削した土壤を運び出して処分するのが通常の工法であること、埋戻しによる処分を行うには工事期間が1.5か月余分にかかることに照らし、Xが土壤の搬出処分に要した5050万円1150円をもって、本件土地の瑕疵に基づく損害であると認めるのが相当である。

Xは、外周仮囲部埋戻採石工事、外構等における汚染土の入れ替え工事等の費用についても損害であると主張するが、本件土地の砒素等の土壤含有量は、「特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる健康リスク」に関して設定された値である基準値の15分の1以下に過ぎず、本件マンションの購入者及び入居者の健康に被害を与える蓋然性は乏しいから、これら費用は本件土地の効用確保のために必要不可欠なやむを得ない費用であったとはいえない。たとえ、Xが、本件マンションの分譲販売を有利に進めるための差別化対策として上記工事を施工したとしても、その工事費用は、本件マンションの分譲販売を促進するための営業費用として、X自身が負担すべきものというべきである。

3 まとめ

旧土壤汚染対策法においては、土壤汚染は人の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限定されるものであるとして、自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかった。本事例は、旧法の施行下において、当該砒素が専ら自然的原因によるものであるとしても、売買契約の目的である土地において基準値を超える量の砒素等が存在することは瑕疵があるとした初めての判例である。

その後、土壤汚染対策法は改正され(平成22年4月施行)、当該改正施行通知において、「法第4章において、汚染土壤の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する必要がないことから、同章の規制を適用するため、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤を法の対象とすることとする。」とされることとなったことから、本判例の持つ意義は、既に土壤汚染対策法に反映されたともいえる。

いずれにしても、工場等の汚染に起因しない自然的原因により汚染された土壤に対しても瑕疵担保責任が課されることになり、土地取引において土壤汚染の問題を扱う場合には、一層慎重に対処することが迫られるようになったといえよう。

(研究理事・調査研究部長)

困った時の賃貸住宅法律 Q&A

新品設備の設置義務

入居者は、「備え付けの湯沸かし器は安物の中古品だ。他の貸室と同様に、新品の新型に取り替えてほしい」と要求しています。故障はしていなくとも、取り替えは要求できるのですか。

賃貸住居の法律 Q&A (4 訂版)
編集者 東京弁護士会 易水会
発行所 (株)住宅新報社刊

結 論

新型新品の家具設備一切付きの賃貸建物もあるにはありますが、多くの場合、賃借人はそれらを自用として持ち込みます。照明器具、洗濯機などの電化製品がそうです。しかし、固定的な必需品ともいべき湯沸かし器まで持ち込まなければならないという例は、改造の自由や設備取り付けの自由といった特約を結んでいる場合だけでしょ。

それでは、そのような特約がない場合、設問のような賃借人の請求は認められるのでしょうか。結論から先言えば、すでに設置されている湯沸かし器がいかにも中古品であっても、湯沸かし器がその正常な機能を維持している限り、新品の新型との交換は請求できません（ただし、賃貸人と賃借人との間で湯沸かし器を新品の新型にするとの特約をしていた場合には請求できます）。なぜなら、賃料を設定する場合には、湯沸かし器の状態はもとより、その家の築年数や口当たり等のすべての条件を考慮していると考えられるからです。

つまり、中古の湯沸かし器でも、それを考えたうえで賃料が定められたと考えられるので、たとえ他の賃借人の賃借建物に新型新品の湯沸かし器が設置されていたとしても、自分の賃借建物用として新型新品との交換を請求する根拠はないことになるのです。また、他の賃借人が支払っている賃料が高いか安いということも、請求の可否の根拠にはならないでしょう。もしかしたら、他の賃借人が新品の新型湯沸かし器を使用しているのは、従前設置していた湯沸かし器が故障して使用不能になったことによるのかもしれませんが。

また、以上のことは、賃貸人としても、湯沸かし器が正常に機能しなくなった分だけ順次交換していいということの意味します。

法の規定

確かに、民法606条では、賃貸人は特約のない限り修繕する義務を負っていますが、これは「賃借人がその家に住むにあたって不都合がある状態が生じてきたときは、賃貸人のほうでこれを修繕して賃借人が利用できる状態にする」という趣旨にすぎません。したがって、この規定によっても、湯沸かし器に故障が生じていない以上、中古品という理由だけで新品の新型に交換するよう請求する権利は原則として否定されるのです。

新しく購入する場合の注意

そこで、どうしても中古の湯沸かし器では満足しない場合の解決方法としては、自分で新しい湯沸かし器を買って備え付けるという方法も考えられますが、古い湯沸かし器そのものは賃貸人の所有物ですから、勝手に処分することはできません。明渡しの際に、原状回復義務の一部として、それを元どおり設置しなおす義務を負います。

そこで、賃貸人に相談して、賃借人の費用で新品の湯沸かし器を設置することを提案してみてもどうでしょうか。ただし、取り替えた場合には、「家を出る時に、価値が増した湯沸かし器について、賃貸人にその返還請求できるか」という問題も付随的に発生してくることになります。この点については、もし、前の中古品よりも明け渡す時に価値があるかということであれば、理論上は有益費の返還請求をすることができます（民法196条第2項）。しかし、湯沸かし器の場合、前の中古品の湯沸かし器よりどのくらいの価値を増したかについて、判定が非常に微妙なところで、これをめぐって賃貸人と紛争が生じる可能性が十分予想されます。したがって、賃借人の費用で湯沸かし器を購入設置する場合については、明渡しの際の条件について、事前に十分賃貸人と話し合っ、確認文書を交わしておいたほうが後日の紛争防止のためになるでしょう。

不動産のことなら
夢が広がる不動産ネットワーク



ハトマークサイト

ハトマークサイトは、
宅建協会会員のみが
利用できる利用料無料の
物件登録サイトです。

会社情報の公開はお済みですか？

「会員情報の管理」画面

消費者がハトマークサイトにアクセスし、
不動産会社を検索した場合、

初期設定では、商号・住所・TEL・免許番号のみが掲載されています。

会員専用ページにログインすると、自社情報の詳細を登録することができます。

「詳細」をクリックすると、
会員専用ページで登録した
内容が表示されます。

自社のホーム
ページがあれば、
リンクさせること
ができます。

会員専用ページにログインするには、ID・パスワードが必要です。

★ ID・パスワードの申し込み方法 ★

兵庫宅建ホームページ <http://www.htk.or.jp/> の、会員ページ内の(ユーザID: /パスワード:)→「契約書式等のダウンロード」ページより申込書をダウンロードのうえ、必要事項を記入して協会宛て(078-371-7474)にFAX下さい。設定が完了致しましたら、ハトマークサイトへログインするための「会員番号(Your-ID)」と「パスワード」をFAXにてご案内いたします。

篠山市企業立地 成功報奨金制度のご案内

篠山市より標記報奨金制度の通知がありました。会員の皆様におかれましては、情報提供等についてご協力くださいますようお願いいたします。



1. 制度の概要

篠山市への企業立地を促進するため、「企業立地成功報奨金制度」を創設。

この制度は、企業立地に関する情報を篠山市にご提供いただき、企業立地が決定し、操業開始まで至った場合に、情報提供者へ報奨金が支払われる制度です。

2. 情報提供者

○宅地建物取引業を営む者（法人または個人） ○建設業を営む者 ○銀行業を営む者

【情報提供欠格要件】

自らが所属する企業の誘致に関する情報の提供を行おうとする者、業務停止・営業停止を受けている者、指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）、兵庫県議会議員、篠山市議会議員及び兵庫県、篠山市職員、市税滞納者、その他市長が不適当と認める者

3. 対象となる要件

(1) 地区

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号の工業等導入地区

(2) 面積

20,000㎡以上の用地の購入者または賃借

(3) 立地業種

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

4. 成功報酬金の額（(1) + (2) 限度額500万円）

(1) 土地に係る売買契約を締結した場合、売買契約書に記載された土地売買価額に100分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）

(2) 土地に係る賃貸借契約を締結した場合、賃貸借契約書に記載された賃借額の1月分に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）

5. 報奨金の支払い時期

当該企業の操業開始後

6. 交付決定の取消し・返還

- ・ 情報提供者が、成功報奨金を受ける権利を第三者に譲渡したとき。
- ・ 情報提供者の不正または不当な行為により立地計画企業に関する情報を入手したことが判明したとき。
- ・ 情報提供者が提出した情報提供書に事実と異なる記述があったとき。
- ・ 欠格要件に該当することが判明したとき。

7. 誘致活動の費用

情報提供者の負担。

8. 実施期間

平成23年4月1日～平成26年3月31日

お問い合わせ 篠山市企業振興部企業振興課企業誘致係 電話：(079) 552-5796

©制度概要書・要綱等（様式）は篠山市のホームページでダウンロードできます。

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/kigyoshinko>

丹波市企業誘致 報奨金制度のご案内

丹波市より標記報奨金制度の通知がありました。会員の皆様におかれましては、情報提供等についてご協力くださいますようお願いいたします。



1. 制度の概要

丹波市内への企業の立地を促進するため、立地を希望している企業に関する情報を丹波市にご提供いただき、立地希望企業の誘致に成功した場合に情報提供者へ報奨金が支払われる制度です。

2. 情報提供者

【法人または個人】

- 宅地建物取引業を営む者 ○法人税法第2条第3号に規定する法人
- 市長が適当と認める個人

【情報提供欠格要件】

- 業務停止、営業停止を受けている者、暴力団員、対象企業の役員及び社員、県、市議会議員及び県、市職員、市税滞納者、その他市が不適当と認める者

3. 対象となる要件

【業種】製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究所

【土地の要件】3,000㎡以上の土地

4. 適用期間

情報提供の日から2年を経過する日

5. 報奨金の額

- ・土地取得の場合 土地譲渡価格の2%相当額（限度額1,000万円）
- ・借地の場合 借地料の1ヶ月分相当額（限度額 500万円）

6. 報奨金の決定

- ・土地譲渡契約を締結し、土地譲渡代金の支払いが完納し、かつ土地の引渡しが完了したとき。
- ・事業用定期借地権契約を締結し、契約保証金を納入したとき。

7. 交付決定の取消し

- ・不正または不当な行為により情報を入手したことが判明したとき。
- ・情報提供書に事実と異なる内容が記載されていたとき。

8. 実費負担

- ・情報提供に関し要した交通費、通信費等の実費は情報提供者の負担となります。

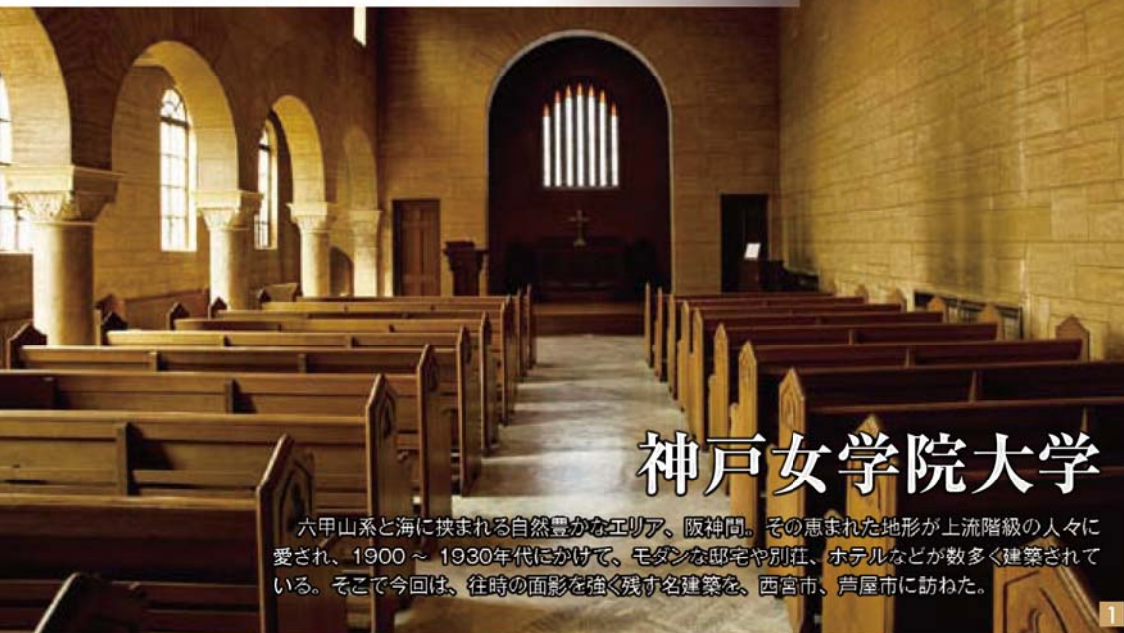
お問い合わせ 丹波市産業経済部新産業創造課企業誘致係（春日庁舎） 電話：(0795) 74-0221

◎制度概要書・情報提供書（様式）は丹波市のホームページでダウンロードできます。

<http://www.city.tamba.hyogo.jp/view.rbz?cd=5974>

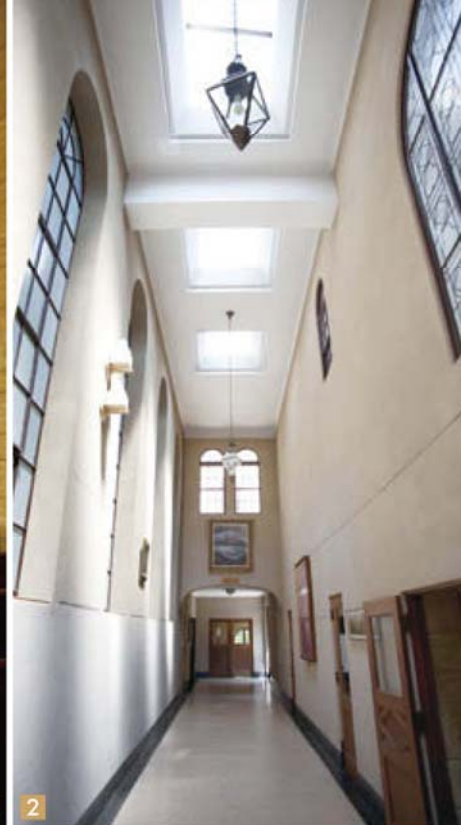
兵庫建物探訪 STORY.2

阪神間モダニズムを訪ねて 西宮市／芦屋市



神戸女学院大学

六甲山系と海に挟まれる自然豊かなエリア、阪神間。その恵まれた地形が上流階級の人々に愛され、1900～1930年代にかけて、モダンな邸宅や別荘、ホテルなどが数多く建築されている。そこで今回は、往時の面影を強く残す名建築を、西宮市、芦屋市に訪ねた。



- 1 琥珀色のアンバーガラスを配した礼拝堂には柔らかな光が射し込む
- 2 大きな天窗から明るい光が降り注ぐ回廊。レトロな照明器具なども見どころだ
- 3 正門から入ると最初に出会う建物である音楽館。豊かな緑との調和が秀逸だ
- 4 文学館の欄間をはじめ、日本に長く暮らしたヴォーリスならではのデザインが随所に

岡田山の緑に抱かれた 南地中海風の建築群

神戸女学院は、1875年にキリスト教宣教師たちの手によって神戸市内に開かれた「女子の寄宿学校」。その後、昭和初期の西宮への移転に際して校舎の設計を手がけたのが建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリスであった。ヴォーリスは1905年に滋賀県立八幡商業高等学校の英語教師として来日。熱心な信徒として日本国内でのキリスト教の伝道に携わり、その資金を捻出するために、建築家として活動した。また、メンソレータムで知られる近江兄弟社の設立にも関わるなど、マルチな才能を発揮した人物としても知られている。

優しいクリーム色の外壁を基調とした統感のある学舎群は南地中海様式に範をとったものであり、建築家ヴォーリス

ズの最高傑作との呼び声も高い。なかでも圧巻はソールチャベルだろう。伝統を感じさせるクラシカルな礼拝堂では、縦長のアーチ窓から温かな光が降り注ぎ、荘厳でいながらも慈愛に満ちた時間が流れる。

また、四方を文学館や理学館などの建物に囲まれた中庭も異国情緒にあふれ、ここが西宮であることを瞬時忘れてしまいそうになる。もちろん外観だけでなく、建物内部の随所にもヴォーリスのこだわりがあふれる。廊下と階段は掃除がしやすいように、直線部分にも丸みを帯びたデザインを採用。さらに階段は段差もゆるやかに設計されており、彼の優しいまなざしを体現したものとなっている。



【住所】兵庫県西宮市岡田山4-1 【TEL】0798-51-8505（総務課）
【見学】要事前予約 【P】なし
【HP】www.kobe-c.ac.jp



- 1 幾何学的な模様が彫刻された大谷石が使われている玄関アプローチ部分
- 2 緑青とよばれるサビを発生させた銅板を重ねて、自然の葉を表現した飾り銅板が、約500余り飾られている
- 3 ほかの部屋に比べて装飾性が強い4階の食堂。教会をイメージさせる厳肅なムードが漂う
- 4 棚などには、木目の目立ちにくいマホガニーを使用。上部には換気と採光のため小窓が設けられている

国指定重要文化財
ヨドコウ迎賓館
(フランク・ロイド・ライト設計)



【住所】芦屋市山手町3-10
【TEL】0797-38-1720
【開館時間】10:00 ~ 16:00(入館は15:30まで)
【¥】大人・大学生500円、小・中・高生200円、65歳以上400円
【休】月曜、火曜、木曜、金曜
【P】7台(無料)
【HP】<http://www.yodoko.co.jp/geihinkan/>

**芦屋の自然と調和する
近代建築の巨匠が残した
瀟洒な建物**

灘の酒造家である山邑家の別邸として、20世紀最高の建築家のひとり、フランク・ロイド・ライトが設計。大正13年に完成した。芦屋川から望む丘の南斜面に、自然の傾斜に沿って階段状に建てられており、随所にライント建築の特徴を見ることが出来る。まず当時の日本建築では門や塀に限られて使われてきた大谷石を、内装にも大胆に使用。これはゲストが外から内へ入ってくる際に、外とのつながりを感じてもらえるよう考えられたアイディアだ。さらに扉を狭く、窓を大きくすることで、室内を広く感じさせ、開放感を高める役割も。また直線的で幾何学的なデザインを多用した館内は端正な雰囲気を感じさせつつも、自然の葉をモチーフとした飾り銅板を通して床に映し出される光と影も見事だ。天才が日本に残した貴重な作品をぜひ堪能してほしい。



武庫川女子大学
甲子園会館



- 1 屋根は瓦葺き。建築学科の学生は、実習の一環で瓦の補修を体験する
- 2 贅を極めたバンケットホールは、「六甲おろし」が初披露された場所でもある
- 3 山本五十六元帥がよくカードゲームを楽しんだと伝わるカードルーム
- 4 かつてのバーには、風合いのあるタイルが床にモザイク状に敷き詰められている

空間の随所に和の粋が光る

阪神間モダニズムの空気を今に伝える名建築は、1930年に甲子園ホテルとして竣工した。設計したのはフランク・ロイド・ライトの弟子にあたる建築家・遠藤新。シンボルマークである打出の小槌が各所にあしらわれているほか、屋根には瓦が用いられるなど和洋を折衷したデザインが最大の特徴だ。戦後は進駐軍に接収されたのち、武庫川女子大学の所有となり、現在は同大学建築学科の学舎に。まさに生きた教材として活用されている。



2007年竣工の「建築スタジオ」
【住所】兵庫県西宮市戸崎町1-13
【TEL】0798-67-0290
【開館時間】要事前予約・見学日については下記HPを参照のこと
【P】なし
【HP】www.mukogawa-u.ac.jp/kkcampus

編集後記



広報副委員長
森田 敏夫

我が兵庫宅建ボランティア隊28人が東日本大地震の被災地宮城県石巻市でボランティア活動を行いました。28名の会員の内、最高齢会員は64歳で女性会員も4名参加しました。

はかどらない復旧と進まない復興を実感したとおっしゃっていました。

この活動の様子はサンテレビ、ラジオ関西、住宅新報の各メディアで紹介され、協会のPRに大いに貢献されたと思います。

今後のボランティア活動に期待します。

私は体力もないし広報委員ですので、後方支援に回ります。

～趣味を自慢できるコーナーを作ろう～ ホビーギャラリーの作り方

Point1

大きさを揃えて
壁や棚に飾ろう

貯まった作品からお気に入りをセレクト。同じぐらいのサイズのアイテムを等間隔に飾ることで、きちんと美しく見える

住まいのトレンドVOL.2

趣味で作った作品や思い出の写真は、どんどん増えてしまうもの。でも、ただしまっておくだけではもったいない!今回はそんな思い出や作品を、お客様やご家族にも自慢できる、素敵な“ホビーギャラリー”に変身させるアイデアを、『写真が趣味』の方を例にご紹介します。

Point2

タイトルを
付けよう

写真なら撮影した場所や年月。書なら言葉の意味など、題を付けることでお客様が目を留めやすくなり、会話のきっかけにも

今回の先生

スタイリスト
高橋のり子さん



お部屋やキッチンのインテリアや雑貨コーディネートを中心に活躍する人気スタイリスト。トレンドを上手に取り入れながらも、機能的でシンプルな空間作りを得意としている。



自然に目がいくな工夫をしよう!

素敵な“ホビーギャラリー”を作る一番のポイントは、ほぼ同じサイズの作品を厳選して並べることで、整然と見せると共に、存在感を出すこと。例えばお部屋の壁に、旅先や家族の思い出の写真を引き伸ばして飾ったり、棚の上に精魂込めた器や工芸品を並べたり…。さらに、そこにタイトルを付ければ、初めて家に訪れるお客様でも、自然に目に留まりやすくなります。それがきっかけとなり、お互いの趣味の自慢話など、楽しい会話が弾むことうけあいです。

さらに、趣味が写真ならカメラ、絵画ならパレットなど、趣味にまつわる道具もさりげなく置くことで、ギャラリーらしさがグッとアップ。散らばって見えがちな小さな道具や、ふぞろいなサイズの作品は、棚の引き出しなどにまとめましょう。不ぞろいなサイズの作品も、会話が弾んだ時に、サッと取り出して見せられますし、「趣味のアイテムはここ」と一カ所にまとめることで、整理整頓にもひと役買いますよ。

Point3

趣味の道具や
小物もまとめて
おこう

趣味に関する道具や小物も、お洒落な棚などに入れて、ホビーギャラリー付近にまとめれば、探しやすく、家もすっきり

